

広島高速道路公社建設工事請負契約約款の改正について

1 建設工事における前払金の使途拡大について

(1) 特例措置の対象となる前払金について

特例措置の対象となる前払金は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとします。

2 特例措置の内容

(1) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 36 条に次のただし書きを追加します。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(2) 特例措置の対象となる現場管理費と一般管理費等の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

3 施行日

平成 28 年 8 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用。

4 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成 28 年 4 月 1 日以降において、既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用するものとします（様式 1 を提出してください）。

ただし、受注者が既に前払金のすべてを使用している等の理由により当該請負契約を変更する必要がある場合は、当該請負契約を変更しなくても差し支えありません。

様式 1

平成 年 月 日

広島高速道路公社
理事長 ○○○○ 様

所在地
商号又は名称
代表者名 印

建設工事の前払金の使途拡大に伴う契約変更の協議について

このことについて、平成 28 年 ○月 ○日付けで契約締結した下記の工事について、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 5 1 条の規定に基づき、第 3 6 条の前払金の使用等に係る規定の変更の協議を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所